

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要（案）

令和3年4月1日

垂水市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において、準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				垂水区域 (海潟-新城)	無	R1年度～R5年度	垂水地区広域協定
○				大野区域	無	R2年度～R6年度	大野環境保全会